

# 福岡県公報

令和二年七月二十一日  
第百二十一号  
増刊  
①

## 目次

### 規則

○福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(自然環境課) …………… 一

### 収用委員会

○福岡県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

(用地課) …………… 一

## 規則

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
令和二年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十三号

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県環境保全に関する条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八号を次のように改める。

八 独立行政法人労働者健康安全機構

第十五条第一号中ウをオとし、ニからムまでをホからウまでとし、ハの次に次のように加える。

二 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第十五条第一号に次のように加える。

九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

ノ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。  
オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

第十五条第五号へ中「(平成十六年法律第七十八号)」を削り、同号中へをオとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十五条第七号中「(平成四年法律第七十五号)」を削り、「緊急指定種に係るもの」の下に「(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)」を加え、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

第十七条第一号中「口からへまで」を「口からチまで」に改め、同条第二号に次のように加える。

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為(同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。)

ヘ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

第二十一条第一号イ中「ツ、ラ及びビム」を「ネ、ム及びウ」に改める。

第三十二条第一項中「同項第一号中「届出者」とあるのは「申請者」とを削り、「「自然環境の破壊の防止策」」を「「自然環境の破壊の防止策及び」」に、「「自然環境の保全対策及び生活環境の保全対策」」を「「自然環境及び生活環境の保全対策並びに」」に改め、同条第二項中「自然環境の保全対策及び生活環境の保全対策」を「自然環境及び生活環境の保全対策」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

収用委員会

福岡県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年七月二十一日

福岡県収用委員会会長 安部 尚志

福岡県収用委員会規則第一号

福岡県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県収用委員会運営規則（昭和六十年福岡県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3 委員会は、起業者、土地所有者、関係人又は準関係人から請求があったとき、又は委員会において必要があると認めるときは、審理録の写しを交付することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。